

第1回 公共サービス改革法に基づく民間委託調査（農林水産省所管）
の評価等に関する検討会 議事概要

1 日 時 平成20年3月27日（木） 15:00～17:00

2 場 所 農林水産省統計部第1会議室（北別館3階、ドア番号314）

3 出席者

（委員）椿広計委員、助川正文委員、安倍澄子委員

（事務局）統計部統計企画課、生産流通統計課、消費統計室ほか

4 議 題

（1）検討会の運営、検討事項及びスケジュールについて

（2）3調査の民間開放について

（3）その他

5 議事概要

- ◎ 公共サービス改革法に基づく民間委託調査（農林水産省所管）の評価等に関する検討会開催要領に基づき、委員の互選により椿委員が座長として選任された。
- ◎ 事務局から、公共サービス改革法に基づく実施要項の策定に当たって定めるべき要件及び課題と対応方向について説明を行った。
- ◎ 民間開放する3調査について、調査の概要説明を行った。
以上を踏まえ、委員からの質疑は以下のとおり。（○：委員からの発言、→：事務局からの発言）

【質疑】

- 今回、民間開放予定の3調査は、別途調査項目の議論はされているのか。
→ 調査項目の設定等に当たっての議論・審査は統計委員会及び総務省への承認申請時に行われています。今回の民間委託に当たっては、調査の方法・手段が変わるものである。
- 特に生鮮食料品価格・販売動向調査については、誰もが対応できるとは思えない。民間委託にした場合、民間の人が記入するのか。教育については、どうするのか。調査の質を落としてはいけないと思う。
→ 生鮮食料品価格・販売動向は、調査対象の小売店の方に記入いただく。ポストデータの整備があるところが調査対象となっている。現在は調査員調査で実施しており、調査説明会等を通じて農産物に関する専門的な教育はしている。
民間委託するに当たり、民間事業者の留意すべき点を如何に実施要項に書き込むかで調査の質が決まるので、次回の実施要項の審議の際にご指摘いただき

たい。

評価項目等、実施要項に盛り込むときに農林水産業（農産物）に関する知識を有しているか等を加えていくこととしたい。

- 一般的には、食品、林業等の経験がある民間事業者は少ないと思われるが、受け皿のめどはあるか。
 - 昨年、統計調査の民間委託に関する説明会を行ったが、多数の参加をいただいた。今回の3調査は生産段階というより流通段階の調査なので受け入れやすいと思われる。
- 今回、牛乳乳製品統計調査のように個票審査等を国が行う必要がある項目も存在するようだが、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材価格統計調査はセキュリティ面を含め包括委託するということなのか。
 - また、調査数値により政策・財政面で補助金などの分配が決まるが、生鮮・木材については、政策・財政決定においてどの数値がどれくらいの精度がなければならないという目標設定等はあるのか。
 - 牛乳の調査では加工原料乳の限度数量を定めるため1年間の生産量を活用している。全国計、ブロック別・県別の数量が活用される。限度数量を超えるとペナルティーがあるため月別の生産量の推移を見ながら生産調整を行う。
- 要求・制度的には、他省庁の民間委託では目標が設定されているが、数値の目標精度があるかどうか。
 - 牛乳の基礎調査は全数調査、月別調査は、全体の8割をカバーするように調査対象を設定して推計している。本調査は指定統計であるため、双方ともに回収率は目標・実績ともに100%である。
- 牛乳は政策との関連は強いが、生鮮、木材はどうか。
 - 生鮮は野菜の構造計画、生産振興等の設定根拠に使われている。直接的な財政発動には使われない。
木材も財政発動には使われていない。木材の需給調整の資料に使われている。
- オンライン調査について、ご説明いただきたい。
 - 政府全体で進めているもので、調査対象が府省共通システムを使用しインターネット上で電子調査票（パスワードによる権限を付与）に記入し、報告する方法。国では電子報告されたものを調査票（紙）報告されたものと合わせ集計している。今後は、落札者（民間事業者）に権限を与えてその作業を行えるようにしていく。

6 今後の予定

- ◎ 第2回 平成20年4月10日（木）15:00～17:00
- ◎ 第3回 平成20年9月下旬～10月上旬

- 以上 -